

様式第2号（第3条関係）

向日市介護保険住宅改修費受領委任払制度に係る取扱誓約書

年 月 日

（宛先）向日市長

（届出者）所在地

事業者名称

代表者氏名

㊟

向日市介護保険住宅改修費受領委任払制度に関して、代理受領に係る届出を行うに当たり、下記の事項を遵守することを誓約します。

記

（基本的事項）

- 1 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修及び同法57条1項に規定する介護予防住宅改修（以下「住宅改修」という。）の提供に関しては、関係法令及び向日市介護保険法施行細則等を遵守すること。
- 2 住宅改修に当たっては、向日市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者並びに保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めること。
- 3 要介護等被保険者の意思及び人権を尊重し、常に要介護等被保険者の立場に立ったサービス提供に努めること。

（受給資格の確認等）

- 4 要介護等被保険者から、住宅改修について向日市住宅改修費受領委任払制度にて取り扱うことを求められた場合には、その者の提示する介護保険被保険者証によって、向日市の被保険者であること及び要介護認定又は要支援認定を受けていることにより受給資格を有することを必ず確認すること。

（自己負担額の受領）

- 5 住宅改修費については、要介護等被保険者の介護保険負担割合証を確認し保険給付分を除いた自己負担額の支払を要介護等被保険者から受けるものとし、これを減免し、又は超過して費用を徴収しないこと。また、工事完了及び自己負担額の受領後、要介護等被保険者へ領収書及び住宅改修費工事内訳書を発行すること。

（指導・調査等）

- 6 市長が施工の必要があると認めた住宅改修に関しては、指導又は調査を受け、市長が帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は警告を行った場合には、直ちにこれに応じること。

（登録の取消等）

7 この遵守事項に違反した場合又は不正な手段により受領委任払に係る届出を受けたことが明らかとなった場合においては、市長は直ちに当該登録を取り消すものとする。

また、市長が定める取消期間中は、登録の届出ができないことについて、異議を申し立てないこと。

(苦情処理等)

8 要介護等被保険者から住宅改修の施工に関し、苦情又は相談があった場合は、施工状況等の状況を詳細に把握するため、必要に応じて、状況の聞き取りのための訪問を実施し、事情の確認を行うこと。また、苦情に対しては、要介護等被保険者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行い、円滑かつ迅速に処理を行うこと。その他、当該事業者において処理し得ない内容についても、行政機関等との協力により適切な対応方法を要介護等被保険者の立場を考慮しながら検討し、対処すること。

(賠償責任)

9 住宅改修の施工に伴い、受領委任払取扱事業者の責めに帰すべき事由により、要介護等被保険者等の生命・身体・財産等を傷つけた場合には、要介護等被保険者等に対してその損害を賠償すること。

(秘密保持)

10 受領委任払取扱事業者の職員は、業務上知り得た要介護等被保険者又はその家族の個人情報等を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また同様とすること。

(その他)

11 届出書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨及びその年月日を市長に届け出ること。